

富山市基準緩和型訪問サービス(独自・緩和)サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位
種類	項目					
A2	1121	基準緩和型訪問サービスⅠ／2	イ 基準緩和型訪問サービス費(独自・緩和)(Ⅰ)	事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度)	1,000	1月につき
A2	2121	基準緩和型訪問サービスⅠ／2日割		事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度)	33	1日につき
A2	1221	基準緩和型訪問サービスⅡ／2	ロ 基準緩和型訪問サービス費(独自・緩和)(Ⅱ)	事業対象者・要支援1・要支援2(週2回程度)	1,997	1月につき
A2	2221	基準緩和型訪問サービスⅡ／2日割		事業対象者・要支援1・要支援2(週2回程度)	65	1日につき
A2	1331	基準緩和型訪問サービスⅢ／2	ハ 基準緩和型訪問サービス費(独自・緩和)(Ⅲ)	事業対象者・要支援2(週2回を超える程度)	3,169	1月につき
A2	2331	基準緩和型訪問サービスⅢ／2日割		事業対象者・要支援2(週2回を超える程度)	104	1日につき
A2	6001	訪問型サービス同一建物減算	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合		所定単位数の 10%減算	1月につき
A2	4011	基準緩和型訪問サービス初回加算／2	ニ 初回加算		200単位加算	200
A2	6269	訪問型サービス処遇改善加算Ⅰ	ホ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の137/1000 加算	1月につき
A2	6270	訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の100/1000 加算	
A2	6271	訪問型サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の55/1000 加算	
A2	6278	訪問型サービス特定処遇改善加算Ⅰ	ヘ 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の63/1000 加算	1月につき
A2	6279	訪問型サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の42/1000 加算	

※令和3年9月末で新型コロナウイルス感染症対応への上乗せ分が終了となりました。また、介護職員処遇改善加算(Ⅳ)(Ⅴ)の経過措置期間が令和4年3月末をもって終了となりました。